

名古屋市国民保護対策本部及び名古屋市緊急対処事態対策本部条例をここに
公布する。

平成18年 3 月28日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市条例第34号

名古屋市国民保護対策本部及び名古屋市緊急対処事態対策本部条 例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（同法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、名古屋市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び名古屋市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、

対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(区対策部)

第5条 本部長は、区の区域ごとに当該区域における対策本部の事務を処理するため、必要があると認めるときは、対策本部に区対策部を置くことができる。

2 区対策部に区対策部長その他の職員を置き、本部員又はその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 区対策部長は、区対策部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員又はその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定

める。

(準用)

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、名古屋市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。